

白老町議会の議員定数の削減に伴う
常任委員会のあり方

1. 常任委員会の名称、定数及び所管

(1) タテ割りの常任委員会

総務文教常任委員会 8名

- ア 行財政対策室、総務課、税務課、経営企画課及び出納課に関する事項
- イ 教育委員会に関する事項
- ウ 選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項
- エ 消防本部の所管に関する事項
- オ 他の委員会の所管に属さない事項

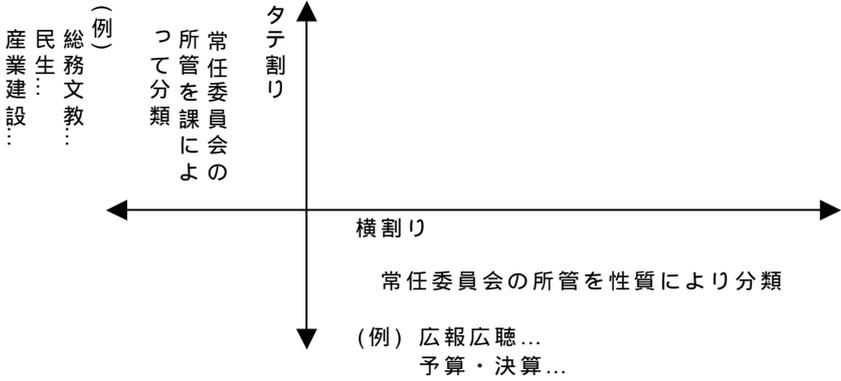
産業厚生常任委員会 8名

- ア 町民課、生活環境課、健康福祉課、産業経済課、水産港湾課、建設課及び上下水道課に関する事項
- イ 病院の所管に関する事項
- ウ 農業委員会の所管に関する事項

(2) ヨコ割りの常任委員会

広報広聴常任委員会 15名

- ア 議会広報の編集、発行に関する事項
- イ 議会広聴の実施に関する事項
- ウ 議会広報広聴の調査・研究に関する事項



2 . 広報広聴常任委員会の運営方法

- (1) 全員により対応する広聴活動
議会報告会、町民懇談会 など
議員の出前トーク
- (2) 分科会を設置して行う広聴活動 ~ 2分科会 (主査・副主査を指名)
他常任委員会の所管に関わる各種の団体等の意見交換会
- (3) 小委員会を設置して行う広報・広聴活動 ~ 8名
議会広報の編集・発行
議会報告会、町民懇談会の企画・運営
広報・広聴の調査・研究に関する事項

小委員会の役割 ~ 広報広聴常任委員会の中心的活動の役割を担う。
常任委員長及び副委員長は、正副小委員長を兼ねる。

3 . 議会の組織イメージ

